

防府市有住宅駐車場管理要綱

平成25年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市有住宅設置及び管理条例（平成24年防府市条例第40号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成25年防府市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市有住宅の駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(整備基準)

第2条 駐車場は、次の各号に掲げる基準に従い整備されたものでなければならない。

- (1) アスファルト、コンクリート等により舗装されていること。
- (2) 区画が明確に線引きされていること。
- (3) 区画ごとに番号が表示されていること。
- (4) 住宅1戸につき1台以上の区画が確保されていること。
- (5) 道路及び通路からの進入が容易であり、入居者の安全に支障がないこと。
- (6) その他、住宅の管理上支障がないと認められる場合であること。

(申込できる区画数)

第3条 申込できる区画数は、原則として住宅1戸につき1区画とする。

(使用の変更)

第4条 駐車場の区画の変更については、使用者又はその同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受けることとなった場合に限るものとする。

(使用の許可)

第5条 規則第18条に規定する市有住宅駐車場使用許可書の有効期間は、使用開始日から明渡し日までとする。

(使用料の変更)

第6条 市長は、条例第35条の規定により使用料を変更しようとするときは、使用者にその旨を通知するものとする。

(使用許可の取消し等の処分による措置)

第7条 市長は、条例第37条第1項各号の1に該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、その明渡しを請求した場合は、当該駐車場を使用することができないよう所要の措置を行うものとする。

(保管場所の証明)

第8条 使用者は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項に基づく手続に市長の証明が必要なときは、自動車保管場所使用承諾証明申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その申請の内容を審査し、承諾することが適当であると認めるときは、保管場所使用承諾証明書（第2号様式）を交付する。

3 前項の規定にかかわらず、当該使用者が市有住宅の家賃又は駐車場使用料を滞納しているときは、保管場所使用承諾証明書を交付しないものとする。

(禁止行為)

第9条 使用者は、条例に定めるもののほか次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品等の危険物又は他の者の駐車場の支障となる物品等を持ち込むこと。

(2) 駐車場内で騒音を発生させる等周辺の環境を乱す行為を行うこと。

(3) 他の自動車の駐車を妨げる行為又は駐車場の管理上支障となる行為を行うこと。

(4) その他前各号に準ずる行為を行うこと。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

自動車保管場所使用承諾証明申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

下記のとおり、自動車保管場所使用承諾証明の交付を受けたいので、書類を添えて申請します。なお、新しい自動車検査証の写しは、申請後一箇月以内に送付します。

使用者 (許可者)	住所	市有 住宅 棟 号			駐車場区画番号		
	フリガナ						
	氏名						
現在使用する者氏名						使用者(許可者)との続柄	
代理人	住所						
	氏名				電話番号	— —	
	勤務先(所属)				電話番号	— —	
理由		1 自動車買替		2 保管場所(住所)変更			
		3 名義変更		4 名義・保管場所変更			
		5 自動車新規購入		6 その他 ()			
今回申請する自動車		車名			車台番号		
		長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	車両重量	
		500cm以下 cm	190cm以下 cm	cm	ℓ	kg	

(注意)

- 1 住宅使用料及び駐車場使用料に未納がある場合は、完納後でないとい発行できません。
- 2 駐車場の使用者に対してのみ自動車保管場所使用承諾証明書を発行します。

(用意していただくもの)

今回申請する自動車の自動車検査証、今まで保有していた自動車の譲渡証明書、抹消登録証明書等の写し。

保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置	(駐車区画番号:)
使 用 者	〒 ー 住 所 市有 棟 号 () 局 番
	氏 名
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
<p>上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">〒 ー</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 Ⓜ</p> <p style="text-align: right;">() 局 番</p>	

備考

共有の場合は、共有者全員の住所・氏名を記入してください。